

一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る
条件付き一般競争入札(事後審査)実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人わかやま森林と緑の公社(以下「公社」という。)が発注する役務の提供等の契約について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性及び入札に係る透明性の向上を図るため、一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(以下「公社要綱」という。)に基づき、入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札を行う場合の手続等に関し、一般社団法人わかやま森林と緑の公社財務規程(以下「財務規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、条件付き一般競争入札とは、次条に定める対象業務の調達について、第5条に定める公告を行い、広く第4条に定める資格を有する者に一般競争入札へ参加させ、最も有利な条件を提示した者(以下「落札者」という。)との間に役務の提供等の契約を締結する契約方法をいう。

(条件付き一般競争入札の対象業務)

第3条 条件付き一般競争入札の対象とする業務(以下「対象業務」という。)は、要綱の別表に掲げられた業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約による役務の提供等の業務のうち、その契約の予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額。以下同じ。)が次の表に掲げる額の範囲内のものとする。

契約の種類	予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額)
工事又は製造の請負契約 (建設工事に係るものを除く。)	250万円超
物件の借入れ契約	80万円超
その他の契約	100万円超

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象業務であっても、条件付き一般競争入札以外の一般競争入札の実施を妨げるものでない。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が条件付き一般競争入札では見込めない、又は少数であると認められるとき。
- (2) 条件付き一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) その他契約の性質又は目的が条件付き一般競争入札に適しないと実施機関(対象業務の契約を締結しようとする森林管理課及びわかやま林業労働力確保支援センターをいう。以下同じ。)が認める場合

3 前2項の規定にかかわらず、財務規程第47条第1項第2号から第7号までの規定に該当する場合には、対象業務であっても、随意契約によることができる。

(条件付き一般競争入札への参加資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加できる者(業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により入札に参加する場合は、構成員を含む。)は、次に掲げる要件を全て具備している者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(以下「県要綱」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者、又は公社要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 原則として、和歌山県内に本店を有する者であること。
- (4) 県要綱並びに公社要綱に基づく入札参加の停止を受けている者でないこと。
- (5) その他実施機関が定めた入札参加資格要件を満たしている者であること。

2 前項の規定についての取扱基準その他条件付き一般競争入札の実施についての取扱基準は、別に定める。

(入札公告)

第5条 入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札を実施するときは、公社ホームページへの掲載及び実施機関での備付けの方法により公告するものとする。

2 前項の規定による公告(以下「入札公告」という。)は、次に掲げる事項について入札公告例(別表第1)を例として行うものとする。

- (1) 条件付き一般競争入札に付する事項
- (2) 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 仕様書を交付する場所及び期間
- (5) 入札説明書を交付する場所及び期間
- (6) 入札参加資格の審査に関する事項
- (7) 入札の場所及び日時
- (8) 入札方法に関する事項
- (9) 入札保証金に関する事項
- (10) 入札の無効に関する事項
- (11) 落札者の決定に関する事項
- (12) 契約保証金に関する事項
- (13) 契約書の要否
- (14) その他入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札に関し必要な事項

3 入札公告の期間は、入札の日の前日から起算して、当該対象業務の契約の予定価格が5,000万円未満のものにあつては15日(和歌山県の休日を含める)以上とし、その予定価格が5,000万円以上のものにあつては20日(県の休日を含める)以上とする。ただし、急を要すると認められる場合その他やむを得ない事情がある場合にあつては、それらの期

間は、8日以内に限り短縮することができる。

(仕様書等)

第6条 仕様書及び入札説明書の配布又は閲覧等については、原則として、入札公告の期間内において実施機関が行うものとする。

- 2 入札説明書は、入札説明書例(別表第2)を例として作成するものとする。
- 3 実施機関は、仕様書及び入札説明書に関する質問を仕様書等に関する質問申出書(別記第1号様式)により受け付けるものとし、原則として、入札公告の日から入札公告終了日の3日(県の休日を除く。)前までの間において、3日(県の休日を除く。)間以上の質問受付期間を設けるものとする。
- 4 実施機関は、前項の規定による質問に対し原則として、入札の日の前日(県の休日を除く。)までに書面(ファクシミリを含む。)により回答し、及びその内容を公社ホームページへの掲載の方法及び実施機関での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、実施機関の担当者による口頭による回答のみとすることができる。

(入札参加資格の事後審査)

第7条 入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、第4条の規定に基づく入札参加資格の要件(同条第2項の規定により定められた取扱基準に規定するものを含む。)及び個々の入札公告で定めた条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項について必要な要件を満たしている者でなければならない。

- 2 実施機関は、条件付き一般競争入札を行うにおいて、事前審査による条件付き一般競争入札に比して、入札公告から契約までの期間がより短縮できる、入札後に入札参加資格の審査を実施することとなる事後審査による条件付き一般競争入札により実施することを原則とする。
- 3 前2項の規定により入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札に参加した者(第12条の規定により落札候補者となった者に限る。)は、入札後速やかに、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)(別記第2号様式)及びその関係書類(以下「入札参加資格確認申請書類」という。)を実施機関に提出しなければならない。
- 4 実施機関は、入札参加資格確認申請書類の種類及び様式等について、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項(事後審査)を入札説明書例(別表第2)の該当部分を例として作成し、入札説明書の一部とするものとする。
- 5 入札参加資格確認申請書類についての質問の受付等については、前条第3項及び第4項に規定する仕様書等についての質問の受付等の一部として処理するものとする。

(事後審査の手続)

第8条 入札後の入札参加資格の審査は、入札参加者(第12条の規定により落札候補者となった者に限る。)が第4条に規定する条件付き一般競争入札への参加資格(同条第2項の規定により定められた取扱基準に規定するものを含む。)及び個々の入札公告で定めた条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項について必要な要件を有していたか確認するため、実施機関が実施するものとする。

- 2 実施機関は、前条第3項の規定に基づき提出された入札参加資格確認申請書類について審査し、当該条件付き一般競争入札の落札候補者に対して、必要な入札参加資格の要件が満たされていたと認める場合には条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書(別記第3号様式)により、必要な入札参加資格の要件が欠けていたと認める場合には条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。この場合において、必要な入札参加資格の要件が欠けていたと認められた落札候補者は、当該条件付き一般競争入札の落札者から外れる。

(入札参加資格要件不適格認定の理由の説明)

第9条 前条第2項の規定により入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。次項において同じ。)により、実施機関に対してその不適格認定の理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により不適格認定の理由について説明を求められたときは、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、原則として3日(県の休日を除く。)以内に、書面により回答するものとする。
- 3 前2項の規定に基づく不適格認定の理由について説明を求める手続は、実施機関が行う条件付き一般競争入札の落札者の決定の事務の執行を妨げない。

(入札の執行)

第10条 実施機関は、条件付き一般競争入札を行うときは、その条件付き一般競争入札に参加しようとする者に当該条件付き一般競争入札に係る役務の提供等の契約について見積もった入札書を作成させ、入札公告で定めた日時に実施機関へ提出(入札箱への投函をいう。)させるものとする。この場合において、実施機関は、郵送による入札書の提出を認めることができるものとする。

- 2 前項の入札書は、封筒に入れ密封して提出させるものとする。ただし、入札に付した後、直ちに、再度の入札に付す場合その他の必要がない場合には、封筒への密封を不要とすることができる。
- 3 実施機関は、複数の職員により入札事務(開札事務を含む。以下同じ。)を執行させるものとし、入札事務を執行する職員は、原則として、入札の場所に入札者又はその代理人のみを入室させて入札事務を行い、開札まで退室を認めないものとする。この場合において、入札書の提出が郵送でなされるなど、開札の場に入札者が立ち会わないときは、別途、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせるものとする。
- 4 第1項後段の規定により郵送により提出された入札書(封筒に入れ密封されたものをいう。)は、入札の日時まで実施機関が厳重に保管し、入札の日時において入札事務を執行する職員が代わって入札箱に投函するものとする。

(開札及び入札執行調書の作成)

第11条 入札書の開札は、入札箱への投函終了後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果(落札候補者の決定を含む。)については、その場で立ち会っている入札者又は

その代理人に告げるとともに、入札結果についての調書を作成して整理するものとする。

- 2 前項の調書は、条件付き一般競争入札執行調書(入札参加資格事後審査分)例(別記第5号様式)を例として作成するものとする。

(落札候補者及び落札者の決定)

第12条 実施機関は、財務規程第46条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の9、第167条の10又は第167条の10の2の規定に基づき落札候補者及び落札者を決定する場合を除く。

- 2 落札候補者は、第7条第3項の規定により実施機関から入札参加資格確認申請書類の提出を求められた場合には、原則として、その提出を求められた日の翌日から起算して2日(県の休日を除く。)以内に提出しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により提出された参加資格確認申請書類について、直ちに、入札公告で定めた入札参加資格要件の審査を行い、その落札候補者について、入札参加資格要件をすべて満たしている場合にはその者を落札者として決定し、入札参加資格要件を満たしていない場合には入札価格の低い次の順位者を新たな落札候補者と決定するものとする。
- 4 前3項の規定による落札候補者及び落札者の決定の手続については、落札者の決定又は落札者がいない旨の決定まで順次繰り返すものとする。
- 5 実施機関は、落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者(業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により入札に参加した場合には、その構成員を含む。)が第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。
- 6 前項の規定による契約の不締結については、公社は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

(入札保証金及び契約保証金の納付の免除)

第13条 実施機関は、条件付き一般競争入札を行うときは、原則として、入札参加者が財務規程第54条第4号の規定に該当することを確認してその入札保証金の全部の納付を免除するものとする。

- 2 前条第3項及び第4項の規定により決定された落札者は、契約を締結する際、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付するものとする。
- 3 前項の契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び財務規程第56条から第58条までの規定の定めるところによる。

(入札者がいない場合等の措置)

第14条 条件付き一般競争入札に付したが入札した者がいないとき又は第12条の規定による落札候補者についての入札参加資格審査の結果、入札参加資格の要件を満たした者がいないときは、財務規程第47条第1項第3号の規定に該当することとなった場合を除き原則として、入札参加資格の要件を見直して条件付き一般競争入札その他の一般競争入札を行うものとする。

(入札結果の公表)

第15条 実施機関は、入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札の結果について、次に掲げる事項を公社ホームページへ掲載して公表し、及び第11条第2項の規定により作成した入札執行調書(入札参加資格事後審査の結果について記入したもの)の写しを実施機関での備付けの方法により公表するものとする。この場合において、公表の期間は、公表した日の翌日から1月を経過する日までとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 入札年月日
- (3) 実施機関の名称
- (3) 落札者の商号又は名称及び落札金額(落札者がいなかった場合には、その旨)
- (4) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）

平成 年 月 日

一般社団法人わかやま森林と緑の公社
理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

（ 担当者職氏名
電話番号
F A X 番号
）

平成 年 月 日付けで入札公告のあった下記の条件付き一般競争入札に参加し、落札候補者となったので、一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成30年制定）第7条の規定により、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。

また、その他の入札公告された当該条件付き一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 条件付き一般競争入札に付された事項

- (1) 事業年度及び番号
平成 年度 第 号
- (2) 事業の名称

2 入札の場所及び日時

- (1) 場所
- (2) 日時
平成 年 月 日 () 時 分から

3 添付書類

- (1) 競争入札参加資格決定通知書の写し（又は事業請負人登録通知書の写し(*)）
※平成32年12月31日までのみなし期間中の入札において記載し、それ以降は当該部分は削除すること
- (2) 人材要件に係るもの

・
・
・

(3) 実績要件に係るもの

・
・
・

(4)

(注) 添付書類については、入札説明書に記載された申請書類作成要項を確認の上、提出する書類名称を具体的に記入してください。

条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書

平成 年 月 日
第 年 月 日

様

一般社団法人わかやま森林と緑の公社
理事長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった下記調達業務に係る入札参加資格要件については、審査の結果、適格と認めたので一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成30年制定）第8条第2項の規定により通知します。

当該申請者（落札候補者）は、下記入札についての落札者となったので、所要の契約締結に係る事務等を進行させてください。

記

- 1 入札公告年月日
平成 年 月 日
- 2 条件付き一般競争入札に付した事項
 - (1) 事業年度及び番号
平成 年度 第 号
 - (2) 事業の名称
- 3 入札の場所及び日時
 - (1) 場所
 - (2) 日時
平成 年 月 日（ ） 時 分から

条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人わかやま森林と緑の公社
理事長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった下記調達業務に係る入札参加資格要件については、審査の結果、不適格と認めたので一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成30年制定。以下「要領」という。）第8条第2項の規定により通知します。

当該申請者は、下記入札についての落札候補者（落札者）から外れることとなります。

必要な入札参加資格の要件が欠けていた項目は、 でありました。

この不適格認定の理由については、要領第9条の規定に基づき、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課に対して説明を求めることができます。

記

1 入札公告年月日

平成 年 月 日

2 条件付き一般競争入札に付した事項

(1) 事業年度及び番号

平成 年度 第 号

(2) 事業の名称

3 入札の場所及び日時

(1) 場所

(2) 日時

平成 年 月 日（ ） 時 分から

別記第5号様式（第11条関係）

条件付き一般競争入札執行調書〈入札参加資格事後審査分〉例

条件付き一般競争入札執行調書〈入札参加資格事後審査分〉

入札執行機関：一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課

1 条件付き一般競争入札に付した事項

事業年度及び番号	平成●●年度 第●号
事業の名称	
契約期間	平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで
入札年月日(開札日時)	平成●●年●●月●●日 午前●●時●●分から
入札の場所	一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●会議室

2 入札の結果

単位：円

入札者 (商号又は名称)	第1回入札 (入札額等)	状況 (落札候補、不調等)

上記金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額が落札金額(契約金額)となる。

3 入札参加資格事後審査の結果

単位：円

	落札候補者 (商号又は名称)	参加資格確認申請 書類の提出年月日	審査終了年月日	審査結果	落札金額 (税抜き金額)
第1回					円 ()
第2回					円 ()

別表第 1（第 5 条関係）

入札公告は、「その 1 入札公告例＜ I 型＞」を基本として、必要な置き換え、挿入、修正、加筆等を行い、作成すること。

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課
和歌山市和歌浦西二丁目1-22

(2) 期間

平成●●年●●月●●日（ ）から平成●●年●●月●●日（ ）までの和歌山県の休日
を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下
「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)のとおり

(2) 期間

3の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成●●年●●月●●日（ ）から平成
●●年●●月●●日（ ）までの間において、一般社団法人わかやま森林と緑の公社●
●●●課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、要領第7
条から第9条までの規定に基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類
を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課
和歌山市和歌浦西二丁目1-22

イ 期間

平成●●年●●月●●日（ ）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日
の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時
30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社 ●●会議室
和歌山市和歌浦西二丁目1-22

イ 日時

平成●●年●●月●●日（ ）午前●●時●●分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。
- (4) 入札は郵送により実施するものとし、(3)の入札書を入れた封筒及び和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書又は一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で平成●●年●●月●●日（ ）午後5時00分までに、一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課へ必着させること。

なお、公社要綱附則3に規定する一般社団法人わかやま森林と緑の公社事業請負人登録者による入札については、上記資格決定通知書の写しに替えて事業請負人登録通知書の写しとすることができる。（*）

※平成32年12月31日までのみなし期間中の入札において記載し、それ以降は当該部分は削除すること

- (5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、一般社団法人わかやま森林と緑の公社財務規程（昭和43年制定。以下「財務規程」という。）第54条第4号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本公社から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札においては、当該入札事務に関係のない一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 財務規程第49条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課の職員にくじを引かせて順位を決定するものとする。
- (5) 入札の回数は、1回とする。開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、不成立とする。
- (6) 落札候補者は、5の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本公

社は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規程第56条から第58条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否
要

13 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課

(2) 所在地

和歌山市和歌浦西二丁目1-22

郵便番号 641-0024

電話番号 ●●●-●●●-●●●●

ファクシミリ番号 ●●●-●●●-●●●●

別表第2（第6条関係）

入札説明書（資格確認申請書類作成要項を含む。）は、「その1 入札説明書例＜I型＞」を基本として、必要な置き換え、挿入、修正、加筆等を行い、作成すること。

●●』の小分類『4 ●●●●●●』」であること。(入札参加資格の停止の期間中である者を除く。)

※平成32年12月31日までのみなし期間中の入札において記載し、それ以降は当該部分は削除すること

また、その業務種目について、一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(平成30年制定。以下「基準」という。)の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

ア 登録要件

上述のとおり

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第1項の説明参照のこと。＞

イ 人材要件

「2級●●技士●名以上」及び「●●整備士●名以上」

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第2項の説明参照のこと。＞

ウ 実績要件

直近5箇年において、同種同規模(*)の契約実績があること(国、地方公共団体又は公社)。

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第3項の説明参照のこと。＞

*同種又は同種同規模いずれかを記入

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、公社要綱及び基準のとおり

- (3) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定)及び一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成30年制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課
和歌山市和歌浦西二丁目1-22

(2) 期間

平成●●年●●月●●日()から平成●●年●●月●●日()までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

4の(1)のとおり

(2) 期間

4の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成●●年●●月●●日（ ）から平成●●年●●月●●日（ ）までの間において、一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式1：要領別記第1号様式）とする。

イ 質問に対しては、原則として平成●●年●●月●●日（ ）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、一般社団法人わかやま森林と緑の公社ホームページへの掲載の方法及び一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

6 入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）」のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課
和歌山市和歌浦西二丁目1-22

イ 期間

平成●●年●●月●●日（ ）の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

7 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社 ●●会議室
和歌山市和歌浦西二丁目1-22

イ 日時

平成●●年●●月●●日（ ）午前●●時●●分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものと

する。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式2）とする。

イ 入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。

ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

エ 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

オ 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。

(4) 入札は郵送により実施するものとし、(3)の入札書を入れた封筒及び和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書又は一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で平成●●年●●月●●日（ ）午後5時00分までに、一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課へ必着させること。

なお、公社要綱附則3に規定する一般社団法人わかやま森林と緑の公社事業請負人登録者による入札については、上記資格決定通知書の写しに替えて事業請負人登録通知書の写しとすることができる。（*）

※平成32年12月31日までのみなし期間中の入札において記載し、それ以降は当該部分は削除すること

(5) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札事務（開札事務を含む。）は、一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札は、入札執行者以外の当該入札事務に携わる一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課の職員がその入札者に代わって投函するものとする。

エ 入札書の開札は、すべての入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行うものとする。

オ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

当該入札執行調書には、6による入札後の入札参加資格の審査結果についても追記するものとする。

カ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときも、同様とする。

キ その他入札の執行については、要領及びこの入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、財務規程第54条第4号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及びこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本公社から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

- (2) 所定の時刻までにされなかった入札
- (3) 同一事項の入札について、入札者が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (5) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (6) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、当該入札事務に関係のない一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 財務規程第49条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 入札の回数は、1回とする。開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、不成立とする。
- (6) 落札候補者は、6の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本公社は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。
 - ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。
 - イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (ア) 財務規程第56条各号に規定する担保
 - (イ) 保証事業会社の保証
 - ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (ア) 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に一般社団法人わかやま森林と緑の公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ： 契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。
 - (イ) 契約の相手方(落札者)が過去5箇年の間に国(公団等を含む。)、地方公共団体又は公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ： 契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(様式4)により、それを

証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等）を提出すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第56条から第58条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否

要

14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課

(2) 所在地

和歌山市和歌浦西二丁目1-22

郵便番号 641-0024

電話番号 ●●●-●●●-●●●●

ファクシミリ番号 ●●●-●●●-●●●●

別添（第6項関係）

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「平成●●年度 第●号 ●●●●●●●●事業」

一般社団法人わかやま森林と緑の公社（以下「公社」という。）が調達する、平成●●年度第●号●●●●●●●●事業の「入札参加資格の事後審査による条件付き一般競争入札」に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札について入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成30年制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

（1）受付場所

一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課

和歌山市和歌浦西二丁目1-22

郵便番号 641-0024

電話番号 ●●●-●●●-●●●●

ファクシミリ番号 ●●●-●●●-●●●●

（2）受付期間

平成●●年●●月●●日（ ）の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

（1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）（様式5：要領の別記第2様式）

イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書又は一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し

公社要綱附則3に規定する一般社団法人わかやま森林と緑の公社事業請負人登録者による入札については、上記資格決定通知書の写しに替えて事業請負人登録通知書の写し（*）

※平成32年12月31日までのみなし期間中の入札において記載し、それ以降は当該部分は削除すること

ウ 一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成30年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であることを証する書類

（ア）人材要件に関するもの

a 「2級●●技士●名以上」に関するもの<当該技士が入札者本人又はその職員(役員を含む。)であり、常勤の者であること。> : ①及び②の書類

① 当該技士に係る資格者証の写し

② 当該技士に係る常勤が確認できる書類の写し {3の(2)参照}

b 「●●整備士●名以上」に関するもの<当該整備士が入札者本人又はその職員(役員を含む。)であり、常勤の者であること。> : ①及び②の書類

① 当該整備士に係る資格者証の写し

② 当該整備士に係る常勤が確認できる書類の写し {3の(2)参照}

(イ) 実績要件に関するもの

<実績要件が「同種の契約実績があること(国、地方公共団体又は公社。)」である場合>

「直近5箇年において同種の契約実績があること(国、地方公共団体又は公社。)」に関するもの<当該入札公告日「平成●●年●●月●●日」から過去5年間に国、地方公共団体又は公社(以下「国等」という。)と契約した同種の業務を適正に履行(完了)したこと。> :

①の書類

なお、「直近5箇年において、独立行政法人、地方三公社、公団、民間企業等(以下「民間等」という。)と契約した同種の業務を適正に履行(完了)したこと。」により、当該実績要件を満たそうとする場合 : ②の申請書類

: ①の書類又は②の申請書類

* 「同種の契約実績」とは、「業務種目：大分類『1 ●●●●』の小分類『4 ●●●●』の『業務レベル：全ての業務』」において相当(当該発注業務と同類の業務内容)する業務の契約実績である。

① 当該同種の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等

② 和歌山県役務の提供等の契約に係る認定審査会でこの入札公告の入札参加条件の実績要件を有するものと同等の実績があると認定されているときは、その結果通知の写し

<実績要件が「同種同規模の契約実績があること(国、地方公共団体又は公社。)」である場合>

「直近5箇年において同種同規模の契約実績があること(国、地方公共団体又は公社。)」に関するもの<当該入札公告日「平成●●年●●月●●日」から過去5年間に国、地方公共団体又は公社(以下「国等」という。)と契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。> : ①の書類

なお、「直近5箇年において、独立行政法人、地方三公社、公団、民間企業等(以下「民間等」という。)と契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。」により、当該実績要件を満たそうとする場合 : ②の申請書類

: ①の書類又は②の申請書類

* 「同種同規模の契約実績」とは、「業務種目：大分類『1 ●●●●』の小分類『4 ●●●●』の『業務レベル：全ての業務』」において相当(当該発注業務と同類の業務内容)する業務で、その契約金額がこの入札公告で発注する業務の契約金額に相当(当該発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約金額)するものの契約実績である。

① 当該同種同規模の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約書、仕様

書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等

② 和歌山県役務の提供等の契約に係る認定審査会でこの入札公告の入札参加条件の実績要件を有するものと同等の実績があると認定されているときは、その結果通知の写し

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の記入等に使用する印は、競争入札参加資格者名簿への登載において役務の提供等の契約、入札等に使用すると届け出ている印鑑とすること。

(イ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によること。

(ウ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(エ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(オ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者(落札候補者)の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

(2) 個別事項

ア 人材要件に関する添付書類の「常勤が確認できる書類の写し」は、原則として、当該常勤者についての次に掲げる書面のいずれかの写しとする。

a 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)

b 健康保険被保険証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届

c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書(事業主通知用)

d 雇用保険に加入できない者その他 a～c の書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前3か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

4 審査結果の通知

申請者(落札候補者)には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者(落札候補者から落札者となった者)において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

(1) 「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。)により、その不適格認定の理由について説明を求めること

ができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便（提出期限内の消印有効）により提出すること。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の(3)により行うものとする。

仕様書等に関する質問申出書

平成 年 月 日

一般社団法人わかやま森林と緑の公社●●●●課 様

事業年度 及び番号	平成 第	年度 号	公告年月日	平成 年 月 日
事業の名称				
質問者	住所			
	商号又は名称			
	代表者職氏名			
	担当者の所属 及び職氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
質問事項	<p>1 仕様書について</p> <p>2 入札説明書について</p>			

入 札 書

入札金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、平成●●年度第●号●●●●●●●●●●業務委託に係る入札金
上記のとおり入札します。

平成●●年●●月●●日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

一般社団法人わかやま森林と緑の公社
理事長 様

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

様式4（第12項関係）

契約保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

一般社団法人わかやま森林と緑の公社
理事長 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

一般社団法人わかやま森林と緑の公社財務規程（昭和43年制定）第57条第3号の規定により下記1の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記2に記載の契約については、契約期間内に履行し、所要の完了検査に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

事業年度及び番号	
事業の名称	

2 国（公団等を含む。）、地方公共団体又は公社との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

※ 過去5年間で、1の契約事項と同種・同規模の実績を複数件以上記載してください。

※ 上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。

- (1) 2に記載した契約に係る契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等が分かるもの）
- (2) 2に記載した契約に係る仕様書等の資料の写し（履行した業務の内容が分かるもの）

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書〈事後審査用〉

平成 年 月 日

一般社団法人わかやま森林と緑の公社
理事長 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者職氏名
電話番号
FAX番号

平成 年 月 日付けで入札公告のあった下記の条件付き一般競争入札に参加し、落札候補者となったので、一般社団法人わかやま森林と緑の公社役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成30年制定）第7条の規定により、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。

また、その他の入札公告された当該条件付き一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 条件付き一般競争入札に付された事項

- (1) 事業年度及び番号
平成 年度 第 号
- (2) 事業の名称

2 入札の場所及び日時

- (1) 場所
- (2) 日時
平成 年 月 日（ ） 時 分から

3 添付書類

- (1) 競争入札参加資格決定通知書の写し（又は事業請負人登録通知書の写し（*））
※平成32年12月31日までのみなし期間中の入札において記載し、それ以降は当該部分は削除すること
- (2) 人材要件に係るもの

・
・
・

(3) 実績要件に係るもの

・
・
・

(4)

- (注) 添付書類については、入札説明書に記載された申請書類作成要項を確認の上、提出する書類名称を具体的に記入してください。

(参考様式)

所属技術者等に係る業務経験証明書

平成●●年●●月●●日

証明者
住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の条件付き一般競争入札の入札参加資格の確認について、下記の者が●●●●業務の実務に従事した経験を有することを証明します。

記

1 入札事項名

(1) 入札公告年月日

平成●●年●●月●●日

(2) 入札に付する事項

ア 事業年度及び番号

平成●●年度 第●号

イ 事業の名称

2 所属技術者等の業務経験

職氏名・生年月日	(年 月 日生)
雇用期間	年 月から現在まで (年 カ月) (現在の所属部署の名称:)
証明する業務の名称(区分)	
証明する業務経験年数	年 月から 年 月まで (年 カ月)
証明する業務経験の具体的な内容	

- (注) 1 「証明する業務の名称(区分)」は、入札公告及び入札説明書に示された人材要件として必要な業務の名称を記入してください。
- 2 「証明する業務経験年数」は、入札公告及び入札説明書に示された人材要件として必要な業務の経験年数以上のものを記入してください。
- 3 「証明する業務経験の具体的な内容」は、入札公告及び入札説明書に示された人材要件として必要な業務の実務に従事した内容について、職名、所属部署の名称、実務従事の間所等とともに具体的に記入してください。